

## 理事、監事及び評議員の報酬等の基準

- ・ 定款第8条

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬等の支給はしない。

- ・ 定款第21条

(役員報酬等)

第21条 役員に対して、報酬等の支給はしない。